

多可町 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

多可町

ごあいさつ

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年に創設された介護保険制度は、その創設から21年が経ち、定着、発展してまいりました。

一方で、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定され、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

本町においても例外ではなく、高齢者人口は令和2年に7,394人でピークを迎え、2025年（令和7年）に7,268人、2040年（令和22年）に6,341人と徐々に減少していくことが見込まれています。総人口及び生産年齢人口は、令和2年はそれぞれ20,257人、10,845人でしたが、2025年（令和7年）には、18,307人、9,746人、2040年（令和22年）には、12,645人、5,563人と大幅に減少していくことが見込まれており、高齢者世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれています。

このような状況の中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

本町におきましては、住民の皆様への身近な相談窓口としての機能を充実させるとともに、高齢者支援活動の強化にも取り組んできたところです。

令和3年度からスタートする「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、これまでの取り組みを継承しながら、制度改正による新たな事業を盛り込み「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念とした、本計画を策定いたしました。

計画の推進に当たっては、行政だけではなく、住民の皆様や関係機関との協働による取り組みが重要であると考えております。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多可町介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様をはじめといたしまして、貴重なご意見やご協力をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。



令和3年3月

多可町長 吉田 一四

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景及び趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画期間	4
第4節	計画の策定体制	4
1	多可町介護保険事業計画策定委員会における計画の検討	4
2	アンケート調査の実施	4
3	パブリックコメントの実施	4
第5節	計画の推進体制	5
1	行政組織・関係機関における連携体制の強化	5
2	計画の進行管理と評価	5
3	保険者機能強化推進交付金等の活用	5
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	7
第1節	高齢者を取り巻く現状と将来推計	7
1	年齢3区分別人口の推移	7
2	前期高齢者、後期高齢者の推移	8
3	高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）	8
4	要支援・要介護認定者の推移	9
5	要介護認定率の比較	10
6	認知症高齢者の推移と推計	11
第2節	各種調査等の概要	12
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（健康とくらしの調査）	12
2	在宅介護実態調査	14
3	在宅生活改善調査	18
4	居所変更実態調査	20
5	介護人材実態調査	21
6	要介護認定データを用いた地域分析	22
第3節	地域ケア会議における地域課題の整理	23
第4節	他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較	25

第3章	計画の基本的な考え方	26
第1節	計画の基本理念	26
第2節	計画の基本方針	27
第3節	計画の施策体系	29
第4節	日常生活圏域の設定	30
第4章	施策の展開	33
第1節	地域包括ケアシステムの深化・推進	33
1	在宅医療と介護の連携	33
2	高齢者を支える地域の体制づくり	35
3	日常生活を支援するための体制の整備	39
第2節	健康づくりと介護予防・生活支援の推進	41
1	健康づくりの推進	41
2	介護予防・生活支援の推進	43
3	社会交流・生きがい活動支援	55
4	住居支援	58
5	家族介護支援	59
6	要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築	60
第3節	認知症施策と権利擁護の推進	62
1	認知症施策の推進	62
2	権利擁護の推進	69
第4節	持続可能な介護保険運営に向けた施策の推進	71
1	介護給付適正化への取組及び目標（多可町介護給付適正化計画）	71
2	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の 効率化及び質の向上	73
3	災害・感染症対策	76
4	保険者機能の強化に向けた体制等の構築	77
第5節	多可町成年後見制度利用促進基本計画	79
1	計画の背景と趣旨	79
2	基本目標	80
3	施策の展開【行政が取り組むこと】	81

第5章 介護保険サービスの見込量と保険料	83
第1節 保険料基準額等の算出方法.....	83
第2節 サービス提供体制の構築方針.....	84
1 2025年・2040年に向けたサービスの提供体制の構築.....	84
2 施設整備の検討.....	85
3 地域密着型サービスの整備.....	85
4 地域支援事業の整備.....	86
第3節 第8期における整備計画.....	87
第4節 介護保険サービスの現状と見込み.....	90
1 居宅サービスの現状と見込み量.....	90
2 地域密着型サービスの現状と見込み量.....	97
3 施設サービスの現状と見込み量.....	102
4 第8期計画における標準給付費の見込み.....	104
第5節 地域支援事業の量と事業費の見込み.....	109
1 介護予防・日常生活支援総合事業の量と事業費の見込み.....	109
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の事業費の見込み.....	110
3 包括的支援事業（社会保障充実分）の事業費の見込み.....	110
4 地域支援事業費の見込み.....	111
第6節 市町村特別給付の見込み.....	111
第7節 第1号被保険者の保険料.....	112
1 介護保険料の財源構成.....	112
2 保険料基準額の算定.....	113
3 所得段階別第1号被保険者の保険料.....	117
第8節 介護保険制度の円滑な運営のために.....	118
1 介護保険料の上昇抑制.....	118
2 低所得者への配慮.....	118

資料編	121
第1節 各種調査等の結果概要	121
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（健康とくらしの調査）	121
2 在宅介護実態調査	132
3 在宅生活改善調査	155
4 居所変更実態調査	165
5 介護人材実態調査	169
6 要介護認定データを用いた地域分析	175
第2節 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の結果	179
1 認定率	179
2 受給率	183
3 受給者1人あたり給付費	184
第3節 認知症の人を地域で支えるための社会資源	186
第4節 計画の策定体制	192
1 多可町介護保険事業計画策定委員会設置要綱	192
2 多可町介護保険事業計画策定委員会委員名簿	194
3 検討経緯	195

第 1 節 計画策定の背景及び趣旨

多可町では、高齢化率は年々増加傾向にあり、令和 2 年には 36.5% となりました。今後、高齢者人口は緩やかに減少していくことが見込まれていますが、総人口・現役世代人口が急速に減少する中、2025 年（令和 7 年）には高齢化率が 39.7%、2040 年（令和 22 年）には 50.1% に達すると見込まれています。

国では、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保に留まらず、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正され、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

この改正により、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、介護、障害、子ども、困窮等各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う「参加支援」及び介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施

する「重層的支援体制整備事業」が、市町村が社会福祉法に基づき実施できる事業として創設されたことを踏まえ、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要です。

2025年（令和7年）が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が急速に減少し、介護ニーズの高い85歳以上人口が増加することが見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

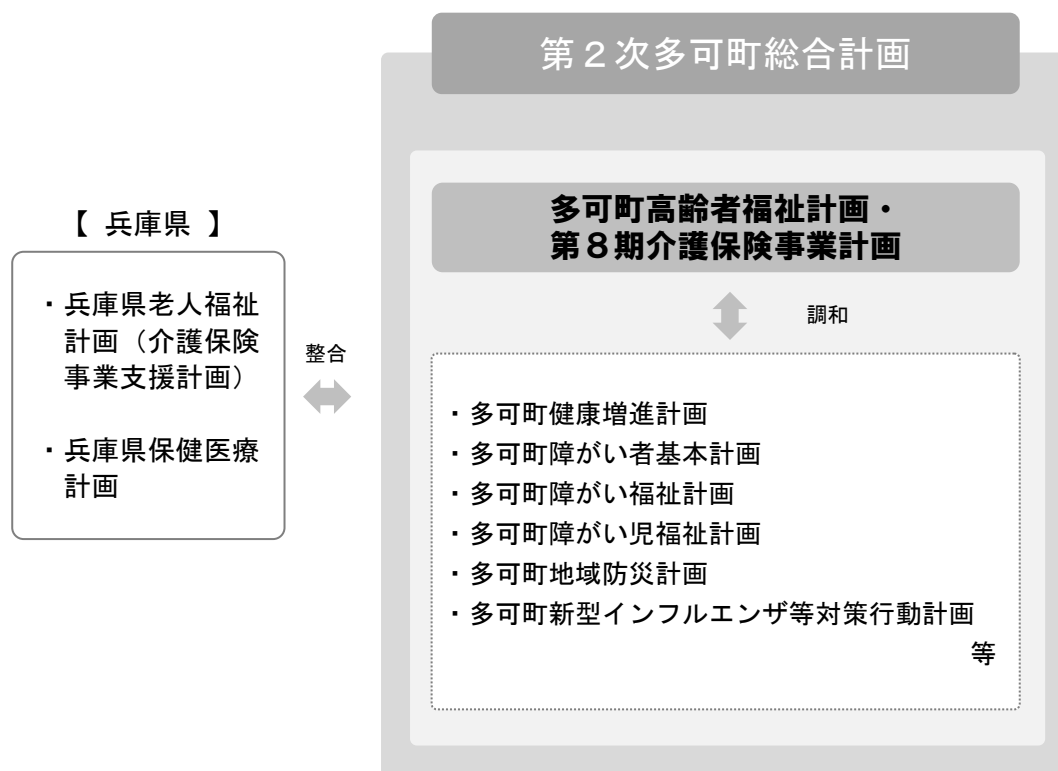
本町では、地域包括ケアシステムを更に深化・推進し、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえた高齢者福祉施策と介護保険事業を推進するため、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「本計画」または「第8期計画」といいます。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体のものとして策定するものです。

本計画は、本町のまちづくりの総合的な計画である「第2次多可町総合計画」を上位計画とし、「多可町健康増進計画」、「多可町障がい者基本計画及び多可町障がい福祉計画（多可町障がい児福祉計画を含む）」、「多可町地域防災計画」、「多可町新型インフルエンザ等対策行動計画」等関連計画との調和を図り、高齢者福祉施策を具現化しています。

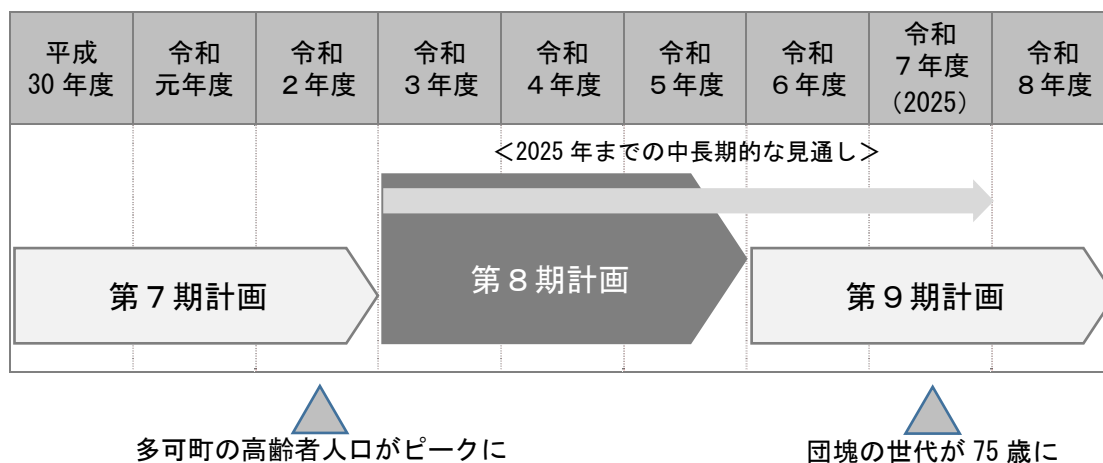
また、兵庫県が策定する「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」、「兵庫県保健医療計画」との整合性を確保しています。



第3節 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

策定にあたっては、介護保険制度の動向を踏まえるとともに、令和7年度（2025年度）における町の地域包括ケアシステムの姿を念頭に置きます。



第4節 計画の策定体制

1 多可町介護保険事業計画策定委員会における計画の検討

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者及び学識経験者、各種団体関係者、住民の代表者等、幅広い分野から構成された「多可町介護保険事業計画策定委員会」により検討を行いました。

2 アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」等を実施しました。

3 パブリックコメントの実施

計画の素案を作成した後、町ホームページへの掲載及び町内公共施設へ冊子の配置を行い、町民等から広く意見・提言を募集しました。

第5節 計画の推進体制

1 行政組織・関係機関における連携体制の強化

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進のためには、まちづくり、地域づくりのための幅広い視点と関係施策の連動が不可欠であることから、総合計画や地方創生戦略、地域公共交通を所管する企画秘書課、地域共生社会づくり推進、高齢者の生涯学習を所管する生涯学習課、災害・感染症対策を所管する生活安全課、健康課等との連携を図るほか、各関連計画を総合的に推進し、計画の進捗状況も検討・評価できる関係課横断の体制を確保するよう努めます。また、関係機関と幅広く連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築に関する各種施策を総合的かつ効果的に推進し、計画の実現に努めます。

2 計画の進行管理と評価

本計画に掲げている各種施策が円滑に推進されるよう、定期的に介護保険サービスの整備状況及び事業の進捗状況の点検や課題の分析を行うことにより、計画達成のために必要な進行管理を適宜行い、達成状況の評価結果について公表するよう努めます。

3 保険者機能強化推進交付金等の活用

高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、保険者機能を強化すべく、平成29年の法改正により、保険者が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受けて、平成30年度より市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本町においても、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ります。